

# 那 霸 市 公 報

**第 1 7 9 6 号**  
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発行  
 発 行 所  
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇規 則◇

- 那霸文化芸術劇場なは一と条例の施行期日を定める規則（文化振興課）・・・ 1439
- 那霸市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（法制契約課）・・・ 1441
- 那霸市消防職員委員会規則の一部を改正する規則（消防局総務課）…………… 1443
- 那霸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（国民健康保険課）・・・  
 …………… 1449
- 那霸文化芸術劇場なは一と条例施行規則の一部を改正する規則（文化振興課）・  
 …………… 1451

### ◇告 示◇

- 令和 3 年（2021 年）9 月那霸市議会定例会の招集について（総務課）…………… 1454

### ◇公 告◇

- 令和 2 年度那霸市人事行政の運営等の状況（人事課）…………… 1455
- 個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）…………… 1479
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）…………… 1499

### ◇上下水道局規程◇

- 那霸市上下水道局駐車場管理規程…………… 1501
- 那霸市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程…………… 1508

**◇上下水道局告示◇**

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 1510
- 那覇市上下水道局庁舎駐車場使用料徴収事務委託に伴う那覇市上下水道局徴収事務の委託について…………… 1511

**◇選挙管理委員会告示◇**

- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 1512

**◇監査委員公表◇**

- 令和 3 年度行政監査の結果に伴う措置状況について (公表) …………… 1513

**規 則**

那霸市規則第29号  
令和3年8月31日  
公 布 済

那霸文化芸術劇場なは一と条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇文化芸術劇場なは一と条例の施行期日を定める規則

那覇文化芸術劇場なは一と条例(令和2年那覇市条例第40号)の施行期日は、令和3年10月31日とする。

那覇市規則第30号  
令和3年8月31日  
公 布 済

那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市個人情報保護条例施行規則(平成3年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(提供の手続)</p> <p>第6条 条例第9条第1項に規定する提供又は条例第9条の3第1項に規定する提供(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第12号から第15号までに該当する場合の提供に限る。)を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書により、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(提供の手続)</p> <p>第6条 条例第9条第1項に規定する提供又は条例第9条の3第1項に規定する提供(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第13号から第16号までに該当する場合の提供に限る。)を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書により、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

## 付 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

那覇市規則第31号  
令和3年8月31日  
公 布 済

那覇市消防職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 那覇市消防職員委員会規則の一部を改正する規則

那覇市消防職員委員会規則(平成8年那覇市規則第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員長) 第3条 [略]</p> <p>(委員の定数) 第4条 委員の定数は、次の各号に掲げる組織の区分(以下「組織区分」という。)ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとし、委員の総定数は、12人とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>西消防署管内出張所</u> 2人</p> <p>(5) <u>中央消防署管内出張所</u> 2人</p> <p>(委員の任期) 第6条 [略]</p> <p>2 委員は、<u>これを再任することができる</u>。ただし、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りでない。</p> <p>(意見取りまとめ者) 第7条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 意見取りまとめ者は、<u>これを再任することができる</u>。ただし、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りでない。</p> <p>(委員会の会議及び議事等) 第9条 [略]</p>	<p>(委員長) 第3条 [略]</p> <p><u>2 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>3 委員長は、再任されること</u>ができる。</p> <p>(委員の定数) 第4条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>西消防署の出張所</u> 2人</p> <p>(5) <u>中央消防署の分署又は出張所</u> 2人</p> <p>(委員の任期) 第6条 [略]</p> <p>2 委員は、<u>再任されること</u>ができる。ただし、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りでない。</p> <p>(意見取りまとめ者) 第7条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 意見取りまとめ者は、<u>再任されること</u>ができる。ただし、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りでない。</p> <p>(委員会の会議及び議事等) 第9条 [略]</p> <p><u>2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、当該会議に係る前条第1項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、</u></p>



<p>2 <u>委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、委員に対し、会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知するものとする。</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p>第12条～第13条 [略] [様式 別記]</p>	<p><u>あらかじめ、当該期間並びに当該会議の日時及び場所を周知するものとする。</u></p> <p>3 <u>委員長は、委員会の会議を開く日の2週間前までに委員に対し、当該会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、当該会議を開く日までに意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い(審議の対象としない場合においては、その理由を含む。)をそれぞれ通知するものとする。</u></p> <p>4～6 [略] (運営上の留意事項) 第12条 <u>消防局長及び委員長は、委員会が消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。</u></p> <p>第13条～第14条 [略] [様式 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p> <p>4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に委員長である者の任期は、改正後の第3条第2項本文の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

[改正前 別記]  
様式(第8条関係)

意 見 書

提出者所属名	意見提出日 年 月 日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見とりまとめ者受付 年 月 日	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受付 年 月 日	

那覇市消防職員委員会規則第8条の規定により、意見を提出します。	
件 名	
区 分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現 状	
意見の内容	

- 1 ※1欄は意見取りまとめ者が記入し、※2欄は空欄とすること。
- 2 必要な資料があれば添付すること。

[改正後 別記]  
様式(第8条関係)

意 見 書

意見提出日	年 月 日		整理番号※2
提 出 者	所属名		
	職氏名		
意見取りまとめ者	氏名※1		受付※2 年 月 日
	受付※1	年 月 日	
(意見取りまとめ者を經由する場合)意見取りまとめ者から消防局総務課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い <p style="text-align: center;">記名      ・      匿名</p>			

那覇市消防職員委員会規則第8条の規定により、意見を提出します。	
件 名	
区 分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現 状	
意見の内容	

- 1 ※1の欄は意見取りまとめ者が記入し、※2の欄は記入しないこと。
- 2 必要な資料があれば添付すること。

那霸市規則第32号  
令和3年8月31日  
公 布 済

那霸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

## 那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険条例施行規則(平成14年那覇市規則第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>(那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例付則の規則で定める日)</u></p> <p>4 <u>那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年那覇市条例第32号)付則の規則で定める日は、令和3年9月30日とする。</u></p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那霸市規則第33号  
令和3年8月31日  
公 布 済

那霸文化芸術劇場なは一と条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇文化芸術劇場なは一と条例施行規則の一部を改正する規則

那覇文化芸術劇場なは一と条例施行規則(令和2年那覇市規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p> <p>3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第7条関係)

区分	品名	数量	金額
舞台設備類	[略]		
	大劇場用首里城幕	[略]	
	[略]		
音響設備類	スタジオ音響ワゴンセット	[略]	[略]
	CF・CDレコーダー		
	カセット・CDプレーヤー		
	ブルーレイプレーヤー		
	[略]		
	CF・CDレコーダー	[略]	
	カセット・CDプレーヤー	[略]	
	デジタルリバーブ	[略]	
照明設備類	[略]		
	大劇場ピンスポットライト(2キロワット)	[略]	1,000円
	[略]		
	ハイスタンド	[略]	



	中スタンド	1台	50円
	オベタ	1台	50円
	2連アーム	[略]	
	[略]		
楽器類	[略]		
	グランドピアノ(ベーゼンドルファー製)	[略]	
	グランドピアノ(ヤマハ製)	[略]	
	[略]		
	[略]		

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第7条関係)

区分	品名	数量	金額
舞台設備類	[略]		
	首里城幕	[略]	
	[略]		
音響設備類	スタジオ音響ワゴンセット	[略]	[略]
	SD・CDレコーダー		
	カセットデッキ		
	CDプレーヤー		
	[略]		
	SD・CDレコーダー	[略]	
	カセットデッキ	[略]	
	CDプレーヤー	1台	180円
	デジタルリバーブ	[略]	
	[略]		
照明設備類	[略]		
	大劇場ピンスポットライト(2キロワット)	[略]	750円
	[略]		
	ハイスタンド	[略]	
	2連アーム	[略]	
	[略]		
楽器類	[略]		
	グランドピアノ(ベーゼンドルファー製)	[略]	
	グランドピアノ(ヤマハ製CFX)	1台	1,500円
	グランドピアノ(ヤマハ製C7)	[略]	
	[略]		
	[略]		

備考 [略]

**告 示**

---

---

那覇市告示第 283 号  
令和 3 年 8 月 24 日  
掲 示 済

令和 3 年 (2021 年) 9 月那覇市議会定例会の招集について

令和 3 年 (2021 年) 9 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 1 招 集 の 日   | 令和 3 年 9 月 1 日 (水) |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場            |

---

---

**公 告**

---

---

那覇市公告第 269 号

令和 3 年 8 月 31 日

掲 示 済

## 令和 2 年度那覇市人事行政の運営等の状況

地方公務員法第 58 条の 2 第 3 項及び那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 4 条の規定により、令和 2 年度の那覇市人事行政の運営等の状況を次のように公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

## ＜人事行政の運営等の状況について＞

この公表は、人事行政の運営等の公平性、透明性を確保するため、令和 2 年度における本市の職員数や職員の勤務時間、給与などのほか、研修、健康管理の状況などの概要を市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の競争試験及び選考の状況
- 3 職員の人事評価の状況
- 4 職員の給与の状況
- 5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 6 職員の休業の状況
- 7 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 8 職員のサービスの状況
- 9 職員の退職管理の状況
- 10 職員の研修の状況
- 11 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 12 その他市長が必要と認める事項
- 13 公平委員会の業務の状況

公表の内容は、本市の各任命権者及び公平委員会からの報告と各種調査資料を基に作成しています。

公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1

那覇市役所 総務部人事課

電話：098-861-7499

FAX：098-943-0289

（用語の説明）

## 1 部局の区分

- (1) 市 長 : 市長を任命権者とする市長の事務部局
- (2) 議 会 : 市議会議長を任命権者とする議会の事務局
- (3) 選 管 : 選挙管理委員会を任命権者とする選挙管理委員会の事務局
- (4) 監 査 : 代表監査委員を任命権者とする監査委員の事務局
- (5) 教 委 : 教育委員会を任命権者とする教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関
- (6) 消 防 : 消防局長を任命権者とする消防局及び消防署
- (7) 水 道 : 上下水道事業管理者を任命権者とする上下水道局

## 2 職位の区分

- (1) 部長級 : 政策統括調整監、部長、参事監、会計管理者、保健所長、消防局長（消防正監）、議会事務局長等
- (2) 副部長級 : 副部長、参事、次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長等
- (3) 課長級 : 課長、支所長、室長、所長、担当副参事、副参事、館長、消防司令長等
- (4) 主幹級 : 主幹、専任館長、消防司令、園長、専門主幹、教育保育指導主幹、総合現業主幹等
- (5) 主査級 : 主査、技査、児童館長、教頭、消防司令補、指導主事、分館長、環境整備主査等
- (6) 主任級 : 主任主事、主任技師、主任保育士、消防士長、主任学芸員、主任薬剤師、主任保健師、主任栄養士、主任運転手、主任調理員等
- (7) 主事級 : 主事、技師、保育士、学芸員、薬剤師、保健師、栄養士、消防士、運転手、調理員等

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

## (1) 職員の任免に関する状況

ア 採用者数と昇任者数(R2. 4. 1~R3. 3. 31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
採用者数		92	0	0	0	9	12	1	114
昇任者数	部長級	3	0	0	0	0	0	0	3
	副部長級	6	1	0	0	0	0	0	7
	課長級	18	0	0	0	2	0	5	25
	主幹級	32	1	0	0	4	4	4	45
	主査級	44	0	0	0	5	7	4	60

(単位：人)

※採用者数は、割愛採用者を除いた人数です。

イ 退職者数(R2. 4. 1~R3. 3. 31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
退職者数		69	0	0	2	22	15	7	115
内訳	定年	37	0	0	1	11	6	6	61
	勸奨	13	0	0	1	0	2	1	17
	その他	19	0	0	0	11	7	0	37

(単位：人)

※勸奨の対象となる職員は、年齢 50 歳から 59 歳に達した職員です。

※その他には、普通退職、割愛退職等を含みます。

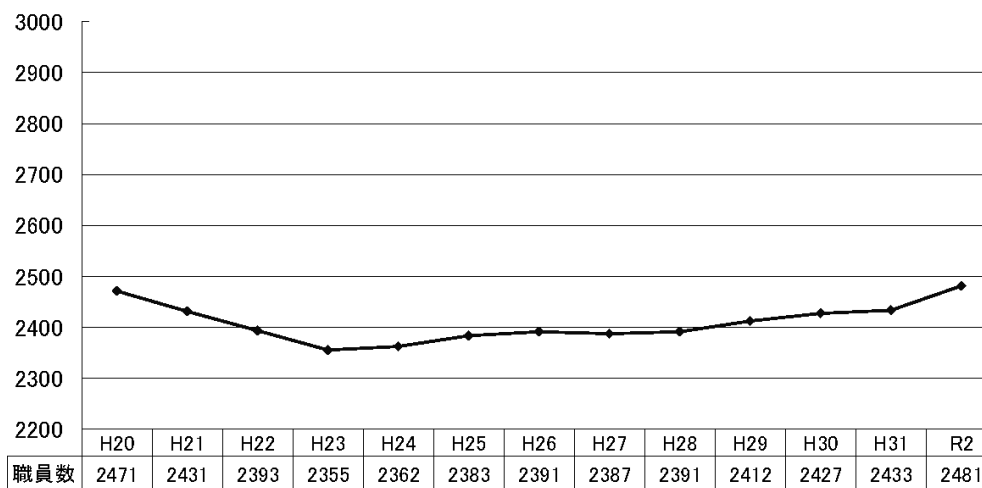
(2) 職員数に関する状況

職員数 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
内訳	部長	16	1	0	0	2	1	1	21
	副部長	19	1	1	1	3	3	2	30
	課長	111	3	1	5	20	12	15	167
	主幹	216	6	1	2	25	28	26	304
	主査	352	5	2	0	62	82	38	541
	係員	954	3	3	0	215	162	81	1,418
計		1,668	19	8	8	327	288	163	2,481
会計年度任用職員 (フルタイム職)		54	0	2	0	15	0	0	71

(単位：人)

職員数の推移



※各年 4 月 1 日現在 (単位：人)

※那覇市立病院は、平成 20 年 4 月 1 日地方独立行政法人那覇市立病院に移行しました。

※職員数には、派遣・再任用職員も含まれます。

## 2 職員の競争試験及び選考の状況

令和 2 年度において、次のように競争試験及び選考試験を実施しました。

### (1) 競争試験及び選考試験

#### ① 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（専門職）

##### (ア) 日程

5月10日	新聞公告
6月20日 又は 21日	第1次試験
6月30日	第1次試験合格発表
7月18日 及び 19日	第2次試験
8月7日	最終合格発表

##### (イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

番号	試験区分	職種記号	申込者数 (A)	一次試験 受験者数 (B)	一次試験 受験率 (B/A)	一次試験 合格者数 (C)	一次試験 合格倍率 (B/C)	二次試験 受験者数 (D)	二次試験 (最終) 合格者数 (E)	二次試験 (最終) 合格倍率 (B/E)
1	上級土木職	A	15	14	93.3%	10	1.40	8	7	2.0
2	上級建築職	B	20	16	80.0%	12	1.33	10	5	3.2
3	上級機械職	C	20	19	95.0%	16	1.19	11	4	4.8
4	上級化学職	D	6	5	83.3%	5	1.00	2	0	-
5	保育教諭職	E	53	50	94.3%	14	3.57	14	7	7.1
6	保健師職	F	44	41	93.2%	16	2.56	16	5	8.2
	計		158	145	91.8%	73	1.99	61	28	5.2

## ② 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（行政職・消防職等）

## (7) 日程

7月19日	新聞公告
9月20日	第1次試験
10月9日	第1次試験合格発表
11月7日 及び 8日	第2次試験
12月4日	最終合格発表

## (イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

番号	試験区分	職種記号	申込者数 (A)	一次試験 受験者数 (B)	一次試験 受験率 (B/A)	一次試験 合格者数 (C)	一次試験 合格倍率 (B/C)	二次試験 受験者数 (D)	二次試験 (最終) 合格者数 (E)	二次試験 (最終) 合格倍率 (B/E)
1	上級行政	A	571	398	69.7%	89	4.5	73	44	9.0
2	中級行政	B	188	113	60.1%	16	7.1	15	5	22.6
3	初級行政	C	188	163	86.7%	23	7.1	20	8	20.4
4	行政職Ⅱ (福祉職)	D	27	25	92.6%	3	8.3	3	0	-
5	初級土木職	E	1	1	100.0%	0	0.0	0	0	-
6	管理栄養士	F	50	42	84.0%	7	6.0	7	1	42.0
7	上級消防	G	63	40	63.5%	7	5.7	7	4	10.0
8	中級消防	H	95	58	61.1%	11	5.3	10	2	29.0
9	初級消防	J	67	57	85.1%	12	4.8	11	5	11.4
10	消防Ⅱ (救命)	K	42	29	69.0%	9	3.2	9	4	7.3
	計		1,292	926	71.7%	177	5.2	155	73	12.7



## ③ 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（就職氷河期世代対象）

## (7) 日程

10月4日	新聞公告
11月15日	第1次試験
11月24日	第1次試験合格発表
12月12日	第2次試験
12月25日	最終合格発表

## (イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験区分	職種記号	申込者数 (A)		一次試験 受験者数 (B)	一次試験 受験率 (B/A)	一次試験 合格者数 (C)	一次試験 合格倍率 (B/C)	二次試験 受験者数 (D)	二次試験 (最終) 合格者数 (E)	二次試験 (最終) 合格倍率 (B/E)
行政 (事務)	M	WEB	1,304	1,612	85.8%	18	89.6	15	2	806
		郵送	575							
計			1,879	1,612	85.8%	18	89.6	15	2	806

## ④ 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（任期付舞台技術者（音響））

## (7) 日程

12月13日	第1次（最終）試験
12月25日	第1次（最終）試験合格発表

## (イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験区分	申込者数 (A)	一次試験 (最終) 受験者数 (B)	一次試験 (最終) 受験率 (B/A)	一次試験 (最終) 合格者数 (C)	一次試験 (最終) 合格倍率 (B/C)
舞台技術者(音響)	1	1	100.0%	1	1.0
合 計	1	1	100.0%	1	1.0

## ⑤ 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（任期付調理員）

## (7) 日程

12月28日	新聞公告
2月7日	第1次（最終）試験
2月22日	第1次（最終）試験合格発表

## (イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験区分	申込者数 (A)	一次試験 (最終) 受験者数 (B)	一次試験 (最終) 受験率 (B/A)	一次試験 (最終) 合格者数 (C)	一次試験 (最終) 合格倍率 (B/C)
任期付調理員	4	4	100.0%	3	1.3
合 計	4	4	100.0%	3	1.3

## 3 職員の人事評価の状況

本市では、地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき、全部局の職員を対象に能力評価及び実績評価による人事評価を下記の日程で実施しています。能力評価は、職務遂行の中でとった行動を、評価項目ごとに発揮した能力の程度を評価します。業績評価は職員が果たすべき役割について、目標の設定をし、当該役割を果たした程度を評価します。

## (1) 人事評価の実施日程

令和2年度における人事評価は、以下の日程で実施しています。

目標設定面談	令和2年11月
評価面談	令和3年1月

#### 4 職員の給与の状況

職員の給与等については、他に市のホームページ、広報紙においても公表をしています。

##### (1) 普通会計決算に占める人件費の割合

決算（歳出総額）に占める人件費の割合は次のとおりとなっています。

年度	歳出総額A (千円)	人件費B (千円)	人件費率 (B/A)
平成30年度	143,080,974	18,258,386	12.8%
平成31年度	152,200,503	18,362,199	12.1%
令和2年度	191,556,760	20,125,799	10.5%

※人件費には、普通会計に属する一般職員のほか、特別職職員（市長・副市長・議員等）の報酬・給与、共済費を含んでいます。

##### (2) 給与の種類と支給額の状況

職員に支給する給与の種類は次のとおりです。

また、令和2年4月分の支給実績から、それぞれの支給対象職員数と支給対象職員に対する平均支給額は次のとおりです。

令和3年4月分をあわせて表示します。

給与の種類	令和2年4月分		令和3年4月分		
	支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)	支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)	
給料	2,457(71)	3,005(1,865)	2,462(73)	2,994(1,930)	
諸手当	扶養手当	1,068	227	1,047	226
	住居手当	911	264	947	263
	通勤手当	1,928(49)	72(55)	1,942(40)	71(53)
	時間外勤務手当	1,119(35)	358(108)	1,153(50)	359(123)
	休日勤務手当	302	216	311	209
	夜間勤務手当	179	70	185	32
	管理職手当	211	533	212	533
	特殊勤務手当	440	69	448	108
	期末手当*	2,312	8,235	2,431(78)	7,834(3,416)
	勤勉手当*	2,280	6,053	2,314	5,981
	地域手当	3	951	2	903
	単身赴任手当	0	0	0	0
	初任給調整手当	5	1,668	4	1,700
教員特別手当	21	69	21	69	

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

※期末・勤勉手当については、それぞれの前年度(6月と12月)における支給実績です。

## (3) 給料の状況 (一般行政職)

民間の基本給にあたる給料の支給状況は次のとおりです。

ここでは、国家公務員の状況と比較するため、国家公務員の行政職俸給表(1)と同様の職種である本市の一般行政職の給料の状況を公表します。

なお、本市の一般行政職に該当する職員の数、次のとおりです。

令和 2 年 4 月 現在 1,355 (18) 人

※ 一般行政職とは、税務関係職、消防職、企業(上下水道局)職や、給食調理員などの技能労務、保育教諭などの教育職等を除くすべての職員をいいます。

※ ( ) は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

## ア 初任給の状況 (令和 2 年 4 月 1 日 現在)

学歴区分	那覇市		国	
	決定初任給	2年経過後	決定初任給	2年経過後
大学卒	182,200	193,900	182,200	193,900
短大卒	163,100	174,400	163,100	174,400
高校卒	150,600	158,900	150,600	158,900

## イ 経験年数別、学歴別平均給料月額状況 (令和 2 年 4 月 1 日 現在)

学歴区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	257,768	298,415	349,975
短大卒	247,550	286,880	321,433
高校卒	217,760	257,500	314,333

## ウ 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区分		那覇市	国
令和 2 年 4 月	平均給料(俸給)月額	301,050円	327,564円
	平均年齢	41.1歳	43.2歳

※会計年度任用職員は職務により給与区分を決定しているため、アからウの表には含まれていません。

(4) 職員手当の状況 (退職手当を除く。)

ア 扶養手当

- (ア) 配偶者……………6,500円
- (イ) 配偶者以外の扶養親族 (子) ……10,000円
- (ロ) 配偶者以外の扶養親族 (父母等) ……6,500円
- ※16歳から22歳の子を扶養の場合…1人につき月額 5,000円を加算

イ 住居手当

- (ア) 月額 16,000円を超える家賃の支払者  
家賃額により最高 28,000円まで  
(例) 家賃50,000円の場合、22,500円  
計算式 (家賃-27,000円) ×1/2+11,000円
- (イ) 持家の世帯主……………0円  
※平成 25 年 4 月 1 日より廃止

ウ 通勤手当

- 通勤距離が 2km以上で、交通機関又は交通用具利用者に支給
- (ア) 交通機関 (バス等) 利用者…運賃相当額 (最高限度額 55,000円)
  - (イ) 交通用具 (自動車等) 利用者……距離により 2,000円~31,600円

エ 時間外勤務手当、休日勤務手当と夜間勤務手当

- (ア) 1時間当たりの支給額の時給に対する割合

区分	支給割合
正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の125
週休日 (勤務の割り振りのない日) に勤務する場合	100分の135
週の正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の25
上記3つの勤務時間が深夜の場合	100分の25を加算
休日に勤務する場合 (正規の勤務時間)	100分の135
正規の勤務時間が深夜の場合	100分の25

※深夜とは、午後 10 時から翌日の午前 5 時までです。

- (イ) 時間外勤務手当と休日勤務手当の支給額 (普通会計決算)

普通会計決算から見た年間の時間外勤務手当と休日勤務手当の支給総額は、次のとおりです。また、支給総額を普通会計に属する職員数 (管理職除く) で除した平均の支給年額を合わせて表示します。

年度	支給総額(千円)	年間平均支給額(円)
平成30年度	457,183	243,053
平成31年度	507,234	263,224
令和2年度	520,170(9,984)	248,054(58,729)

※ ( ) は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

## オ 管理職手当

管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性に着目し、給料月額に次の額を合わせた額を支給します。

政策統括調整監	93,700 円	部長	76,500 円
参事監	71,700 円	副部長	63,900 円
参事	59,300 円	課長	50,700 円
副参事	46,500 円		

## カ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給します。

区分		全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合		17.9%
支給対象職員 1 人あたり平均支給年額 (試算)		82,800 円
手当の種類 (手当数)		14 種類
代表的手当の名称	支給額の最も大きい手当	感染症防疫作業手当
	支給対象となっている職員数が最も多い手当	消防活動等手当

## キ 賞与 (期末手当と勤勉手当)

支給期	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.30 月分 (1.30 月分)	0.95 月分 (-)	2.25 月分 (1.30 月分)
12 月期	1.25 月分 (1.30 月分)	0.95 月分 (-)	2.20 月分 (1.30 月分)
計	2.55 月分 (2.60 月分)	1.90 月分 (-)	4.45 月分 (2.60 月分)

職務級などにより加算措置があります。

※ ( ) はフルタイムの会計年度任用職員の値です。

## ク 地域手当

民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に所在する公署に勤務する職員として、支給される手当。

また、一般の事務職等の事情とは異なり、民間における医師の給与は、都市部に勤務する医師より人材確保が困難である実情を考慮して、特例的に、医師に対し、給料月額等の 16% を支給しています。

## ケ 単身赴任手当

内閣府への派遣等、勤務地が県外となった職員が、単身赴任（15歳以下の子のみとの同居も含む）する場合に支給します。支給額は、月額 30,000 円～100,000 円です。

※令和 2 年度は、支給対象者なし

## コ 教員特別手当

教育委員会の指導主事に支給されるもので、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的としています。支給額は、職務の級及び号給に応じて、月額 2,000 円～8,000 円です。

## (5) 退職手当の状況

## ア 勤続年数ごとの支給割合

勤続年数	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.704月分	25.879月分
勤続25年	29.514月分	35.020月分
勤続35年	41.848月分	50.217月分
最高限度額	50.217月分	50.217月分
※定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		

## イ 退職手当支給者の年度別支給状況

区分 期間	退職手当支給者数(人)		平均支給額(千円)		平均勤続年数(年)	
	自己都合他	勸奨・定年	自己都合他	勸奨・定年	自己都合他	勸奨・定年
平成30年度	19	61	5,464	22,168	14.3	35.6
平成31年度	13	68	4,621	21,288	12.2	34.7
令和 2 年度	49(23)	76	1,539(77)	21,527	9.8(0.9)	35.5

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

## 5 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

### (1) 職員の勤務時間等の状況

#### ア 令和 2 年度における一般の職員の勤務時間等

##### (ア) 勤務時間

1 週間あたり 38 時間 45 分

月曜日から金曜日までの 5 日間に 1 日 7 時間 45 分

##### (イ) 1 日の勤務時間の割振り

午前 8 時 30 分から午後 0 時まで

午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

(休憩時間 午後 0 時から午後 1 時まで)

##### (ウ) 週休日 (勤務時間を割り振らない日)・・・土曜日・日曜日

#### イ 職員の休日 (特に勤務を命じられない限り、勤務することを要しない日)

(ア) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(イ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(ウ) 6 月 23 日(慰霊の日)

### (2) 職員のその他の勤務条件の状況

#### ア 年次有給休暇の行使状況(R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	14.4	13.9	13.3	17.6	15.2	14.0	18.0	15.2
行使率(%)	72.0	69.5	66.5	88.0	76.0	70.0	90.0	76.0

※行使率は平均行使日数/20 日(毎年度新規付与日数)

なお、行使日数には前年度繰越分(最大 20 日)を含む。

#### イ 夏期休暇(5 日)の行使状況(R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	2.9	4.5	5.0	4.3	4.7	4.8	5.0	4.5
行使率(%)	58.0	90.0	100.0	86.0	94.0	96.0	100.0	89.1

※行使率は平均行使日数/5 日(付与日数)

夏期休暇の申請期間は 5 月 1 日~10 月 31 日の間となっています。



## ウ その他の主な休暇取得者数の状況(R2. 4. 1～R3. 3. 31)

休暇種別	部局							
	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
私傷病休暇	59	0	0	13	22	16	14	124
出産休暇	43	1	0	0	9	1	1	55
育児休暇	5	2	0	0	2	0	0	9
子の看護休暇	194	3	0	0	66	91	41	395
介護休暇(無給)	3	0	0	0	0	0	0	3

(単位:人)

※私傷病休暇の状況は、5日以上の長期間にわたる場合のみです。

## 6 職員の休業の状況

## (1) 育児休業等の取得者数の状況(R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31)

休業の種別		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
育児休業	男	13	1	0	0	0	2	2	18
	女	114	1	0	0	16	1	3	135
	計	127	2	0	0	16	3	5	153
部分休業	男	4	0	0	0	1	0	0	5
	女	33	0	0	0	2	0	2	37
	計	37	0	0	0	3	0	2	42
配偶者同行 休業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
自己啓発等 休業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
修学部分休 業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:人)

## 7 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 職員の分限処分の状況

職員が勤務実績不良や勤務に堪えない場合に行われる分限処分(免職、休職、降任、降給)については、令和2年度は次のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
免職	1	0	0	0	0	0	0	1
病気休職	70	0	0	0	6	0	7	83

(単位:人)

### (2) 職員の懲戒処分の状況

職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った場合に行われる懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)については、令和2年度は次のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
免職	0	0	0	0	0	0	0	0
停職	0	0	0	0	0	0	0	0
減給	0	0	0	0	0	0	0	0
戒告	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:人)

## 8 職員のサービスの状況

### (1) 職務専念義務の免除の状況

職員は、職務に関連する研修や本市の業務と密接な関連を有する団体の業務に従事する等の場合において、条例規則で定められた範囲内に限り、任命権者の許可を得て、勤務時間内における職務に専念する義務を免除される場合があります。

令和2年度における職務専念義務の免除の許可を受けた職員数は次のとおりです。

#### 職務専念義務の免除を許可した職員数(延べ人数) (R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
職務免除許可職員数	108	0	6	2	14	7	9	146

※健康診断(人間ドックを含む。)は、除いています。

(単位:人)

## (2) 営利企業等の従事の許可の状況

職員は、営利企業の役員等になること、自ら営利企業を営むことあるいは報酬を得て他の事務事業に従事することが制限されており、各任命権者の許可を受けた場合に限り従事することができることとなっています。

令和 2 年度における営利企業従事許可の件数は、次のとおりです。

## 営利企業等の従事の許可件数 (R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
営利企業等従事 許可件数	23	0	0	0	9	22	22	76

(単位:人)

## 9 職員の退職管理の状況

令和 2 年度に退職した職員の再就職状況で、那覇市職員の退職管理に関する規則第 11 条の依頼等の承認申請件数は以下のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
承認申請件数	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:人)

※再就職者が役職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することについて公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合の申請件数

## 10 職員の研修の状況

## (1) 職員の研修状況 (令和 2 年度)

## ア 人事課職員研修グループ主催研修

	研修名	回数 (回)	期間 (日・h)	修了者 (人)
基本 研修	1 新採用職員前期研修	1	半日	110
	2 新採用職員後期研修(フォローアップミーティング)	1	半日	100
	3 新任主査級研修	1	1h	59
	4 新任主幹級研修	1	2h	51
	5 現任3年目職員研修	中止	-	-
	6 現任6年目職員研修	中止	-	-
	7 現任9年目職員研修	中止	-	-
	8 新任グループ長研修	中止	-	-
	9 新任課長級研修	中止	-	-
	10 管理職特別研修	中止	-	-
基本研修 計		4	-	320
実務 研修	1 財務会計研修Ⅰ(民法、契約、物品会計)	中止	-	-
	2 財務会計研修Ⅱ(出納事務)	中止	-	-
	3 財務会計研修Ⅲ (予算決算事務、流用・使途変更、複数年契約)	中止	-	-
	4 文書事務研修Ⅰ(初任者対象)	中止	-	-
	5 文書事務研修Ⅱ(文書主任・副主任対象)	中止	-	-
	6 服務・旅費等基礎研修Ⅰ (服務事務、会計年度任用職員)	中止	-	-
	7 服務・旅費等基礎研修Ⅱ (安全・衛生/共済組合、旅費事務)	中止	-	-
実務研修 計		-	-	-
専門 研修	1 法制執務研修(第1回目)	1	半日	32
	2 ハラスメント研修	1	1h	53
	3 問題発見・課題解決研修	中止	-	-
	4 業務改善タイムマネジメント研修	中止	-	-
専門研修 計		2	-	85
人事課職員研修グループ主催研修 合計		6	-	405

## イ 人事課職員研修グループ派遣研修

		研修名	回数 (回)	期間 (日・h)	修了者 (人)
県外	1	市町村職員中央研修所派遣研修	中止	-	-
	2	全国市町村国際文化研修所派遣研修	中止	-	-
	3	日本経営協会(NOMA)派遣研修	中止	-	-
	県外派遣研修 計		-	-	-
県内	1	沖縄県市町村職員研修センター派遣研修	中止	-	-
	2	キャリアアップ・フォーラム派遣研修	中止	-	-
	県内派遣研修 計		-	-	-
派遣研修合計			-	-	-

## ウ 職場研修

研修名	回数 (回)	経費・報償費 (円)	延べ参加人数 (人)
全部局合計(市立病院を除く)	763	1,723,742	8,413

## 11 職員の福祉及び利益の保護の状況

## (1) 健康管理事業

## ア 健康診断

項目	部局	受診者数等
①定期健康診断	市長 教委	対象:学校事務と学校図書館以外の全職員(ただし、人間ドック等受診者除く) 受診者:1,744人
	消防	対象:全職員(人間ドック受診者除く) 受診者:193人
	上下水道	対象:全職員 受診者:151人
②特定業務従事者健診	市長	対象:那覇市・南風原環境施設組合に派遣している現業職員 受診者:14人
③手話通訳者健康診断	市長	受診者:3人 対象:障害福祉課に勤務する手話通訳者
④頸肩腕検診	市長	受診者:6人 対象:総務課に勤務する電話交換手
⑤特定業務従事者健康診断	消防	受診者:170人
⑥高気圧酸素業務者適正検査	消防	受診者:44人
⑦破傷風予防接種	市長	対象:クリーン推進課、道路管理課、廃棄物対策課、環境衛生課、環境政策課、環境施設組合の現業職員 受診者:42人
⑧ストレスチェック	市長 教委	対象者:3,002人(全職員) 受検者:2,744人 受検率:91.4%
	消防	対象者:293人(全職員) 受検者:285人 受検率:97.2%
	上下水道	対象者:188人 受検者:182人 受検率:96.8%

※上記表中、「受診者数等」欄の受診者には会計年度任用職員の数も含まれています。

## イ 健康相談

部局	相談名	対象者・内容等	
市長 教委	産業医による健康相談	全職員 月5回 (内科120件・精神科167件)	
	栄養士による栄養相談	全職員 月1回2時間 (嘱託栄養士) (47件)	
	保健師による健康相談	クリーン推進課 中止	
	※新型コロナウイルス 感染拡大に伴い、巡回 相談は縮小 して実施	各支所巡回	小祿、真和志支所 2か所26人
		学校給食センター等の巡回	中止
		こども園・保育 所等巡回	中止
		図書館・公民館 の巡回	公立図書館 1カ所5人
日常の健康相談	全職員、本庁保健室 (毎日) 保健室にて来所相談、電話相談、健診結果などの 一般相談、ケガや症状の対応、メンタル相談 実施人数：延べ 2,639件		
消防	産業医保健 師による健 康相談	日常の健康相談 全職員 健診結果などの一般相談、 メンタル相談 3件	
	災害現場活動後 の健康相談	凄惨な災害現場で活動した職員・惨事ストレス 等の確認 3件	
	新規採用職員巡 回健康相談	新規採用職員・消防学校での健康状態や対人関 係等の相談 (年1回) 12人	
全	メンタルヘルス相談	全職員 心理相談員によるカウンセリング 開設日 月～金 実施人数：延べ 487件	
	所属毎の職場カウンセリング	実施人数：延べ 398人	
上下 水道	産業医・保健師による健康相談	対象：全職員 内容：健康相談等 実施人数：産業医 延べ59件 保健師 延べ462件	

## ウ 健康教育

部局	項目	対象者	実施月、内容等
市長 ※新型コロナウイルス 感染拡大に伴い、研修 はすべて中止	①管理監督者メンタルヘルス研修	主幹級・課長級からの指名職員	中止
	②腰痛予防講習会	クリーン推進課、土木関連部署、環境保全課、那覇市・南風原町環境施設組合派遣の現業職、保育所、給食センター、その他希望者	中止
	③熱中症対策-保健師	クリーン推進課	中止
	④生活習慣病予防研修	人事課の指名する職員 希望者	中止
	⑤メンタルヘルス研修 セルフケア  計3回	新任主査 現任3年目職員 現任6年目職員 希望者	中止
消防	①救助隊員教育研修	研修受講者	2月 保健師によるメンタルヘルス講習(50分)
	②昇任者研修	次年度昇任者全員	3月 保健師によるメンタルヘルス講習(30分)



## (2) 職員厚生会の事業

本市では、職員の福祉の増進を図るため、地方公務員法第 42 条の厚生制度に基づく条例を制定して「那覇市職員厚生会」を設置し、次のとおり福利厚生事業を行っています。

- ① 〈運営費〉 那覇市職員厚生会条例に基づく市負担金  
職員の給料総額の 1,000 分の 3 (令和 2 年度決算 : 35,771 千円)
- ② 〈運営費〉 会員 (職員) 掛金  
職員の給与総月額の 1,000 分 5 (令和 2 年度決算 : 57,797 千円)
- ③ 〈運営費〉 施設使用料、取扱手数料

項目	運営費	内容	
文化・体育事業	市負担金	各種スポーツ大会 (卓球、ソフトボール、バレーボール、ボウリング等) や職員文化芸能音楽祭を開催し、職員間の親睦融和を図る。	
補助事業	市負担金	文体育成費	クラブ代表派遣補助、部出先補助、物品購入補助 (出先機関のみ)
	市負担金	厚生事業	人間ドック受診や鍼灸受療に対する受診費用の一部を補助
	市負担金	レクレーション事業	職場単位でピクニック等を実施した場合、費用の一部を補助
	市負担金	旅行補助	会員及び会員の家族等が旅行する際の宿泊費の一部を補助
給付事業	会員掛金	会員の慶弔に際し、各種祝金や見舞金・弔慰金等を給付	
施設事業	使用料・手数料	厚生会館会議室及び、職員専用バイク駐車場の管理運営。本庁舎レストラン、売店の運営委託。	
共済事業	使用料・手数料	自動車・火災共済、公務員賠償責任保険等の加入手続き	
購買事業	使用料・手数料	一部店舗で厚生会と指定契約を交わし、職員が利用する際の特別割引の他、立替払い (申請手続き要) を行っている。	

## (3) 公務災害補償

## 任命権者別公務災害補償申請件数 (R2.4.1 ~ R3.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
公務 災害	常勤職員	3	0	0	0	3	1	1	8
	非常勤職員等 (労災対象)	6(1)	0	0	0	3	0	0	9(1)
	非常勤職員等 (労災対象外)	1	0	0	0	0			1
	計	10(1)	0	0	0	6	1	1	18(1)
通勤 災害	常勤職員	2	0	0	0	0	0	0	2
	非常勤職員等 (労災対象)	1	0	0	0	5	0	0	6
	非常勤職員等 (労災対象外)	3	0	0	0	1			4
	計	6	0	0	0	6	0	0	12
合計		16(1)	0	0	0	12	1	1	30(1)

※ ( ) は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

## 12 その他市長が必要と認める事項

今回はありません。

## 13 公平委員会の業務の状況について

- (1) 令和 2 度における勤務条件に関する措置の要求件数  
申請 0 件 未処理 0 件
- (2) 令和 2 年度における不利益処分に関する不服申立ての件数  
申請 0 件 未処理 0 件
- (3) 令和 2 年度における苦情の処理に関する状況  
申請 1 件 未処理 0 件

那覇市公告第 273 号  
令和 3 年 9 月 3 日  
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和3年7月29日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-6951		
個人情報管理責任者	こどもみらい部 子育て応援課長		
業務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯分)		
業務の目的	給付金の支給に関する事		
個人情報の対象者	① 令和3年4月分の児童手当受給かつ令和3年度分住民税均等割非課税者 ② 令和3年4月分の特別児童手当受給者かつ令和3年度分住民税均等割非課税者 ③ 令和3年5月分から令和4年3月分までの新規児童手当又は新規特別児童扶養手当受給者かつ令和3年度分住民税均等割非課税者(転入者除く) ④ 高校生(平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童)のみを養育しており、令和3年度分住民税均等割非課税者 ⑤ 対象児童(18歳年度末までの子(障害児については20歳未満))の養育者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、令和3年度の住民税が非課税であるものと同様の事情にあると認められる者		
業務の開始年月日	令和3年7月30日		
個人情報記録の内容	一般的取扱事項		制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	■個人番号 ■氏名 ■住所 ■性別 ■生年月日 ■国籍 ■本籍 ■続柄 ■親族関係 ■婚姻離婚 □その他( )	■職業 □地位 □学歴 □資格 □団体加入 □賞罰 □学業成績 □勤務成績 □その他( )	■収入 □資産状況 ■公租公課 □経済取引 □公的扶助 ■その他(扶養・控除)
		心身	その他
	□健康状態 □容姿 □病歴 □障がい程度 □その他( )	□思想 □宗教 □支持政党 □主義主張 □趣味嗜好 □犯歴等 □その他( )  上記事項を取扱う理由	
個人情報の収集方法	■本人 ■本人以外(本人同意・法令等) 公知性・緊急性・審議会		
個人情報の収集時期	□定期( ) ■随時(児童手当または特別児童扶養手当申請時、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事		

	業（その他世帯分）の申請時
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他(                    )
備 考	

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和3年8月20日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こども教育保育課			電話861-2113
個人情報管理責任者	こども教育保育課長			
業務の名称	児童福祉施設等の「災害時情報共有システム」運用開始に向けた対応			
業務の目的	児童福祉施設等の「災害時情報共有システム」運用開始に向けた必要な個人情報			
個人情報の対象者	市内就学前教育保育施設に在籍する施設長及び施設長代理			
業務の開始年月日	令和3年8月17日			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (電話番号・メールアドレス)	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 ( )  上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会			
個人情報の収集時期	<input checked="" type="checkbox"/> 定期( 8月~9月) <input type="checkbox"/> 随時( )			
本人への通知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他( )			
備考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 3 年 8 月 25 日

那覇市長 宛

那覇市議会議長 久高 友弘

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	議会事務局 議事管理課			電話2649
個人情報管理責任者	議会事務局 議事管理課長			
業務の名称	議員名簿に関する業務			
業務の目的	那覇市議会議員の紹介や問い合わせ先の公開のため			
個人情報の対象者	那覇市議会議員			
業務の開始年月日	平成4年以前から			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (電話番号) (メールアドレス)	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 ( )  上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期( 月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(改選時、収集情報に変更があった時)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他( )			
備考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

## 第1号様式(第22条関係)

## 個人情報業務届出書

令和 3 年 8 月 25 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部 環境政策課			電話 951-3392
個人情報管理責任者	環境政策課長			
業務の名称	CO2排出削減促進事業(クールチョイス啓発事業)			
業務の目的	国が示した2050年度までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする目標を達成するため、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を行う「COOL CHOICE」を推進し、住民の意識改革、さらには自発的な取り組みを拡大する。			
個人情報の対象者	事業応募者			
業務の開始年月日	平成29年4月1日			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (年齢)	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 ( )
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期( 月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(申請時)			
本人への通知方法 ※本人から収集する 場合は記入不要	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他( )			
備考	事前の届出を失念していたため、事後届出となった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。



## 第1号様式(第22条関係)

## 個人情報業務届出書

令和 3 年 8 月 25 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部 環境政策課			電話 951-3392
個人情報管理責任者	環境政策課長			
業務の名称	那覇市地球温暖化対策協議会			
業務の目的	温対法第40条により総合的な地球温暖化対策のため、平成20年に設立した。同法第21条に規定されている「地方公共団体実行計画」を策定・公表するため、同法第22条に基づく地方公共団体実行計画協議会としての役割を兼ねる。			
個人情報の対象者	個人会員			
業務の開始年月日	平成20年 7 月 30 日			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 ( )  上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期( 月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(申請時)			
本人への通知方法 ※本人から収集する 場合は記入不要	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他( )			
備考	事前の届出を失念していたため、事後届出となった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 3 年 8 月 31 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	市民文化部 ハイサイ市民課			
個人情報管理責任者	ハイサイ市民課長			
業務の名称	個人番号カード再交付等手数料助成業務			
業務の目的	生活保護を受給する市民の費用負担軽減を図るため、個人番号カードの再発行等にかかる手数料を助成する。			
個人情報の対象者	個人番号カード及び電子証明書の発行を受ける者でかつ生活保護法の規定により扶助を受ける者			
業務の開始年月日	令和3年9月1日			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 ( )
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期( 月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(個人番号カード再交付申請時)			
本人への通知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他( )			
備考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

個人情報業務(廃止・**変更**)届出書

2021年 8月 19日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	まちなみ共創部 技術総務課 電話943-0779		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和2年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	住居表示調査・実地等業務 平成4年以前から		
廃止又は変更の 理由	組織改正による課の統廃合があったため「届出担当課」を変更する。 都市計画部地籍調査課 → まちなみ共創部技術総務課		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	都市計画部地籍調査課	まちなみ共創部技術総務課	
備 考	R2.4.1組織改正について まちなみ共創部技術管理課・地籍調査課が統廃合により技術総務課 となった		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

個人情報業務(廃止・**変更**)届出書

2021年 8月 19日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	まちなみ共創部 技術総務課 電話943-0779		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和2年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	地籍調査事業 平成25年7月1日から		
廃止又は変更の 理由	組織改正による課の統廃合があったため「届出担当課」を変更する。 都市計画部地籍調査準備室 → まちなみ共創部技術総務課		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	都市計画部地籍調査課	まちなみ共創部技術総務課	
備 考	R2.4.1組織改正について まちなみ共創部技術管理課・地籍調査課が統廃合により技術総務課 となった		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

## 個人情報業務変更届出書

令和 3 年 8 月 25 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部 環境政策課			電話 951-3231
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止	<input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物の処分業の許可に関する業務 平成4年4月1日			
廃止又は変更の 理由	令和3年4月1日より、廃棄物対策課が環境政策課に統合され、課 名が変更となったため。			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
	届出担当課 環境部 廃棄物 対策課		届出担当課 環境部 環境政 策課	
備 考	事前の届出を失念していたため、事後届出となった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

## 個人情報業務変更届出書

令和 3 年 8 月 25 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部 環境政策課			電話 951-3231
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止	<input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	浄化槽清掃業の許可に関する業務 平成4年4月1日			
廃止又は変更の 理由	令和3年4月1日より、廃棄物対策課が環境政策課に統合され、課名が変更となったため。			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
	届出担当課 環境部 廃棄物 対策課		届出担当課 環境部 環境政 策課	
備 考	事前の届出を失念していたため、事後届出となった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務変更届出書

令和 3 年 8 月 25 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部 環境政策課			電話 951-3231
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止	<input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	ボランティアごみ袋交付業務 平成14年4月1日			
廃止又は変更の 理由	令和3年4月1日より、廃棄物対策課が環境政策課に統合され、課名が変更となったため。			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
	届出担当課	環境部 廃棄物 対策課	届出担当課	環境部 環境政 策課
備 考	事前の届出を失念していたため、事後届出となった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

## 個人情報業務変更届出書

令和 3 年 8 月 25 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部 環境政策課 電話 951-3231		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	産業廃棄物の収集・運搬・処分等に関する業務 平成25年4月1日		
廃止又は変更の 理由	令和3年4月1日より、廃棄物対策課が環境政策課に統合され、課名が変更となったため。		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	届出担当課 環境部 廃棄物 対策課	届出担当課 環境部 環境政 策課	
備 考	事前の届出を失念していたため、事後届出となった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。



第2号様式(第22条関係)

## 個人情報業務変更届出書

令和 3 年 8 月 25 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部 環境政策課			電話 951-3231
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止	<input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	使用済自動車の再資源化等に関する業務 平成25年4月1日			
廃止又は変更の 理由	令和3年4月1日より、廃棄物対策課が環境政策課に統合され、課名が変更となったため。			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
	届出担当課 環境部 廃棄物 対策課		届出担当課 環境部 環境政 策課	
備 考	事前の届出を失念していたため、事後届出となった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

## 個人情報業務変更届出書

令和 3 年 8 月 25 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部 環境政策課			電話 951-3231
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止	<input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正な処理の推進に関する業務 平成25年4月1日			
廃止又は変更の 理由	令和3年4月1日より、廃棄物対策課が環境政策課に統合され、課 名が変更となったため。			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
	届出担当課 環境部 廃棄物 対策課		届出担当課 環境部 環境政 策課	
備 考	事前の届出を失念していたため、事後届出となった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

## 個人情報業務変更届出書

令和 3 年 8 月 25 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部 環境政策課			電話 951-3231
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止	<input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設の設置許可等に関する業務 平成25年4月1日			
廃止又は変更の 理由	令和3年4月1日より、廃棄物対策課が環境政策課に統合され、課名が変更となったため。			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
	届出担当課 環境部 廃棄物 対策課		届出担当課 環境部 環境政 策課	
備 考	事前の届出を失念していたため、事後届出となった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

## 個人情報業務変更届出書

令和 3 年 8 月 25 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部 環境政策課		電話 951-3231
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	一時多量ごみ(リフォーム等による自己解体の建材を含む)の那覇・南風原クリーンセンターへの自己搬入に係る確認業務 令和2年4月1日		
廃止又は変更の 理由	令和3年4月1日より、廃棄物対策課が環境政策課に統合され、課名が変更となったため。		
変更の内容	変 更 前		変 更 後
	届出担当課 環境部 廃棄物 対策課		届出担当課 環境部 環境政 策課
備 考	事前の届出を失念していたため、事後届出となった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

## 個人情報業務廃止届出書

令和3年 8月 25日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部 環境政策課		電話 951-3392
届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和4年 4月 1日
業務の名称及び 開始年月日	住宅用省エネ設備導入促進事業 平成27年 4月 1日		
廃止又は変更の 理由	令和3年度で事業終了のため。		
変更の内容	変 更 前		変 更 後
			廃止
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

## 個人情報業務廃止届出書

令和 3 年 8 月 25 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部 環境政策課		電話 951-3231
届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和4年 4月 1日
業務の名称及び 開始年月日	生ごみ処理機及び処理容器奨励金交付業務 平成5年 6月 3日		
廃止又は変更の 理由	令和3年度で事業終了のため。		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
		廃止	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 274 号  
令和 3 年 9 月 3 日  
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第8条の2第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 第10号様式(第22条関係)

## 保有個人情報(目的外利用→提供)届出書

令和3年8月30日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ちゃーがんじゅう課	目的外利用部課 又は提供先	健康増進課
業 務 の 名 称	新型コロナウイルスワクチン接種業務		
利 用 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年9月1日 <input type="checkbox"/> 随 時(      )		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	健康増進課が提供する新型コロナウイルスワクチンを 接種していない65歳以上高齢者の要介護度情報及び日常生活 自立度		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 ( 審議会承認類型事項 1      ) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	高齢者のワクチン接種 1 回目の未接種者のうち、介護認定を受 けている方を抽出し、接種方法等について関係機関と調整するた め。 <b>【目的外利用する事務】</b> 予防接種法附則第 7 条第 1 項に基づく予防接種事務		
届 出 担 当 部 課	健康部 健康増進課	内線6845 (上原)	



## 上下水道局規程

那霸市上下水道局規程第 5 号  
令和 3 年 8 月 30 日  
公 布 済

那霸市上下水道局駐車場管理規程をここに公布する。

那霸市上下水道事業管理者  
上下水道局長 上地 英之

## 那覇市上下水道局駐車場管理規程

## 目次

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 利用(第10条—第15条)

第3章 駐車料金(第16条—第19条)

第4章 引取りのない車両の措置(第20条—第21条)

第5章 管理責任及び損害賠償(第22条—第26条)

## 付則

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この規程は、駐車場法(昭和32年法律第106号)第13条の規定に基づき那覇市上下水道局庁舎駐車場(以下「駐車場」という。)に関する業務の運営について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において使用する用語は、駐車場法で使用する用語の例による。

## (駐車場の名称及び所在地)

第3条 駐車場の名称は、那覇市上下水道局庁舎駐車場とする。

2 駐車場の所在地は、那覇市おもろまち1丁目1番1号とする。

## (駐車場の利用条件)

第4条 駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

## (利用区分)

第5条 駐車場は、上下水道局利用者の駐車(以下「局利用駐車」という。)及び時間単位の駐車(以下「時間制駐車」という。)の利用に区分するものとする。

## (利用時間)

第6条 駐車場の利用時間は、毎日午前7時から午後10時までとする。ただし、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

## (時間制駐車の利用期間)

第7条 時間制駐車の利用は、駐車券を受け取った日から起算して3日を限度とする。ただし、管理者は、やむを得ない場合は、これを延長することができる。

（利用休止等）

第8条 管理者は、次に掲げる場合は、駐車場の全部又は一部について、利用休止、駐車場の隔絶、車両の通行禁止及び車両の退避を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の破損その他これらに準じる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上利用の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事、清掃等を行うため必要があると認められる場合

（駐車できる車両）

第9条 駐車場に駐車できる車両は、積載物又は取付物を含めて長さ5.0メートル、幅2.0メートル、高さ2.3メートルを超えないものとする。

## 第2章 利用

（駐車場の入出等）

第10条 車両が入庫するときは、管理事務所において駐車券の交付を受け、入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

（駐車場内の通行）

第11条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、標示又は係員の指示に従うこと。

（遵守事項）

第12条 前条に掲げるもののほか、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙したり、火器を使用しないこと。
  - (2) ごみその他の汚物を捨てないこと。
  - (3) 管理人室等の中にみだりに立ち入らないこと。
  - (4) 場内において宿泊しないこと。
  - (5) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
  - (6) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
  - (7) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
  - (8) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為をしないこと。
  - (9) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと
- (入庫拒否)

第13条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
  - (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
  - (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
  - (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
  - (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。
- (出庫拒否)

第14条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
  - (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき
- (事故に対する措置)

第15条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

### 第3章 駐車料金

(局利用駐車料金)

第16条 局利用駐車の利用に係る料金(以下「局利用駐車料金」という。)は、無料とする。

2 局利用駐車料金は、各課等が利用者の駐車券を認証処理することにより無料化することとする。

(時間制駐車料金)

第17条 時間制駐車の利用に係る料金(以下「時間制駐車料金」という。)は、那覇市上下水道局行政財産使用料規程(平成11年那覇市水道局規程第9号)第4条の規定を適用する。

(時間制駐車料金における駐車時間)

第18条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。

(不正利用者に対する割増金)

第19条 時間制利用者が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは、所定の駐車料金のほかに、その2倍に相当する額の割増金を収受する。

#### 第4章 引取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第20条 時間制利用者が管理者に届出を行うことなく第7条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合は、管理者は、利用者に対する通知、又は駐車場における掲示により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引き取りを拒み、若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車車検証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に通知し、又は駐車場において掲示することにより指定する日までに車両を引き取ることを請求する。

3 前項の規定による請求にかかわらず、なお引き取りのない車両について再度期限を定めて当該車両の所有者等に通知し、又は駐車場において掲示することにより、引き取りの催告をするものとする。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負

わない。

5 第1項又は第2項の手續きに要した費用は、利用者が負担するものとする。

（車両の調査）

第21条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するため必要な限度において、当該車両について調査することができる。

#### 第5章 管理責任及び損害賠償

（管理責任）

第22条 駐車場における盗難、事故等について、管理者は、その責任を負わない。

ただし、明白な駐車場の管理の瑕疵に起因する場合は、この限りでない。

2 駐車場の施設内において、第三者行為に起因して生じた利用者への損害その他不可抗力によって生じた利用者の損害については、管理者は、その責任を負わない。

（損害賠償）

第23条 利用者は、駐車場の施設、設備その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

（免責事由）

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第8条の規定による利用休止等の措置
- (5) 第15条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

付 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第6号  
令和3年8月30日  
公 布 済

那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 上地 英之



那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局行政財産使用料規程(平成11年那覇市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(駐車使用料の額)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、<u>上下水道局庁舎用地のうち、管理者が指定する場所において、次に掲げる車両の駐車を職員等に許可するときの使用料の額は、月額1,000円とする。</u></p> <p>(1) <u>道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号の原動機付自転車</u></p> <p>(2) <u>道路交通法第3条の大型自動二輪車及び普通自動二輪車</u></p>	<p>(駐車使用料の額)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、<u>上下水道局庁舎の駐車場に車両を駐車させる場合の使用料の額は、次の表のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">[表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。</p>	

[改正後 別記]

[第4条の表]

区分	使用料の額	
時間制駐車において、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する自動車(大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)	入庫から15分以内	無料
	60分につき(入庫から15分を超えて60分未満の場合は、60分とみなす。)	300円
次に掲げる職員等に許可した車両 (1) 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車 (2) 道路交通法第3条の大型自動二輪車及び普通自動二輪車	月額1,000円	

付 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

## 上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 20 号  
令和 3 年 8 月 23 日  
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 上地 英之

## 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 新規指定

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
495	株式会社サング水道	中頭郡読谷村渡慶次 1196 番地	矢野 恭平	令和 3 年 8 月 2 日
496	大城産業株式会社	浦添市宮城二丁目 16 番 13 号	大城 永雄	令和 3 年 8 月 6 日
497	株式会社美光設備	中頭郡西原町字徳佐田 117 番地 1	美里 忠信	令和 3 年 8 月 12 日

那覇市上下水道局告示第 21 号  
令和 3 年 8 月 31 日  
掲 示 済

那覇市上下水道局庁舎駐車場使用料徴収事務委託に伴う那覇市上下  
水道局徴収事務の委託について

みだしのことについて、地方公営企業法施行令第 26 条の 4 第 1 項及び那覇市上  
下水道局徴収事務委託規程第 5 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 上地 英之

- 1 受託者の住所及び氏名 受託者 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号  
なは市民協働プラザ 3 階  
公益財団法人 那覇市シルバー人材センター  
理事長 翁長 聡
- 2 委託期間 令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 3 委託内容 駐車場使用料の徴収

---

---

**選挙管理委員会告示**

---

---

那覇市選挙管理委員会告示第 24 号

令 和 3 年 9 月 1 日

掲 示 済

那覇市選挙管理委員会  
委員長 日 高 清 義

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5,168人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

43,060人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

86,120人

---

---

**監査委員公表**

---

---

那 監 公 表 第 5 号

令和 3 年 9 月 15 日

那覇市監査委員	宮 城	哲
同	城 間	貞
同	奥 間	亮

令和 3 年度行政監査の結果に伴う措置状況について (公表)

令和 3 年度行政監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長から通知があったので地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 3 年度行政監査結果に伴う措置状況について

## 1 設置場所及び設置表示について

AEDの設置場所及び設置表示については、各施設の入り口付近、施設の案内図、エレベータ内パネル等にAEDの設置が認識できるようにおおむね適切に表示されていた。本庁舎で追加設置したAEDについて、庁舎案内図に表示が漏れているものもあったが、速やかに改善されている。

なお、設置表示以外に「AED操作ガイド」等を活用し、実際の使用時にスムーズに操作できるような表示にも努められたい。

### □ 監査意見に対する措置

実際の使用時にスムーズに操作できるような表示案内の措置状況については、別紙1の通り。

## 2 日常点検について

クリーン推進課で管理する3台の内、2台については、更新の目安である耐用期間を1年近く経過しているものがあつた。AED本体の表示が正常であれば使用は可能である旨、購入業者から確認しているとのことであるが、耐用期間や日常点検についてその重要性を十分認識していたとはいえない。速やかに機器の更新を検討されたい。残りの1台についても日常点検等を適切に行われたい。

### □ 監査意見に対する措置

更新にかかる予算の措置が出来るまでは、同一敷地内にある隣接施設に備え付けられたAED機器(4台)を使用できるように案内していきます。(クリーン推進課)

## 3 リモート監視システムの延長契約について

現在設置しているAEDのほとんどが、耐用期間8年に対して保証期間とリモート監視システムのサービス期間5年となっているため、リモート監視システムを継続する場合は延長契約が必要となっている。

学務課が所管する各小中学校のAEDについては、保証期間の終了後はリモート監視システムの契約は延長せず、各学校で目視点検により行うこととしているが、学校教職員の負担軽減のため、リモート監視システムの延長契約を積極的に検討されたい。

その他の部署についても、出先施設で複数台管理している等の場合は、効率性の観点から同様に延長を検討されたい。また、このような施設等においては、契約の仕様として耐用期間に合わせたリモ

ート監視システムの利用も検討されたい。

#### □ 監査意見に対する措置

学務課が所管する各小中学校の A E D については、学校教職員の負担軽減のため、リモート監視システムの延長契約を予定しております。(学務課)

その他の部署については、別紙 2 の通り。

#### 4 職員等に対する講習(操作方法の習得)について

ほとんどの施設で点検担当者を含む職員が講習を受講したことがあるという結果であったが、総務部管財課によると、本庁舎の職員については平成 26 年度に全職員を対象に講習を実施したが、その後は新規採用職員に限定して講習を行っている(令和 2 年度及び 3 年度は新型コロナウイルス感染防止のため未実施)との事であった。

通知①別添 1「自動体外式除細動器(A E D)を使用する非医療従事者(一般市民)に対する講習」では留意事項として「概ね 2 年の間隔で定期的な再講習が望ましいこと。」としている。

全ての職員が的確に A E D を操作できるよう、定期的な再講習の機会を確保されたい。

なお、消防局救急課では、操作方法を動画としてインターネット上で視聴ができるようにしており、良い取組であるので、今後は職員向けや市民向けに周知を図ることに努められたい。

#### □ 監査意見に対する措置

講習については、現在は新型コロナウイルス感染拡大により実施が難しいため、収束後、実施に向けて人事課及び消防局と手法等について調整していく予定です。(管財課及び人事課)

#### 5 その他

消耗品(電極パッド)の補充について

A E D の電極パッドは使用するたびに新品と交換する使い捨てであるが、未使用の状態でも 2 年程度で交換しなければならないため、予備を購入していない部署がほとんどであり、補充に最大約 1 か月かかっている事例もある。使用后、速やかに補充できるような仕組みを検討されたい。

#### □ 監査意見に対する措置

消耗品(電極パッド)の補充については、各課が所有する A E D の状況を確認し、関係課と調整の上、予算化を含め、仕組みに

ついて検討を行います。(管財課)

学校の A E D を使用した場合、消耗品を補充するまでの間は、学務課にある A E D を当該校に貸出する体制を敷いております。

(学務課)

市内コンビニエンスストア設置の A E D については、使用后、消防・救急隊いずれかが即時補充しています。(救急課)

その他の部署については、別紙 3 の通り。



R3. 8 月時点

別紙「監査意見」設置場所及び設置表示について（実際の使用時にスムーズに操作ができるような表示案内）」への回答

部名	課名	施設名	設置数	回答	備考
総務部	防災危機管理課	津波避難ビル	1	2. 操作方法について表示準備中	操作ガイドをケースの中と外に設置します。
総務部	管財課	本庁	6	2. 操作方法について表示準備中	操作ガイドをケースの中と外に設置します。
総務部	管財課	真和志庁舎	1	2. 操作方法について表示準備中	操作ガイドをケースの中と外に設置します。
市民文化部	ハイサイ市民課	小禄支所内	1	1. 操作方法について表示済み	
市民文化部	ハイサイ市民課	首里支所	1	1. 操作方法について表示済み	
市民文化部	文化財課	玉陵	1	1. 操作方法について表示済み	
市民文化部	文化財課	識名園	1	1. 操作方法について表示済み	
市民文化部	文化財課	壺屋焼物博物館	1	2. 操作方法について表示準備中	
市民文化部	文化振興課	パレット市民劇場	1	1. 操作方法について表示済み	
市民文化部	文化振興課	パレット市民劇場那覇市民ギャラリー	1	1. 操作方法について表示済み	
市民文化部	まちづくり協働推進課	なは市民協働プラザ	1	1. 操作方法について表示済み	
経済観光部	なはまち振興課	第一牧志公設市場	1	1. 操作方法について表示済み	
経済観光部	なはまち振興課	牧志公設市場	2	1. 操作方法について表示済み	
環境部	環境保全課	識名公園管理事務所	1	1. 操作方法について表示済み	
環境部	クリーン推進課	エコマール那覇プラザ棟	1	1. 操作方法について表示済み	
環境部	クリーン推進課	エコマール那覇リサイクル棟	1	1. 操作方法について表示済み	
環境部	クリーン推進課	ちゅらティーダスポーツ広場	1	1. 操作方法について表示済み	
福祉部	障がい福祉課	那覇市身体障がい者地域生活支援センター	1	1. 操作方法について表示済み	8/1より「グッドモーニング」として事業再開
福祉部	障がい福祉課	那覇市障がい者福祉センター	1	1. 操作方法について表示済み	
福祉部	ちゃーがんにゅう課	社老人憩の家	1	1. 操作方法について表示済み	
福祉部	ちゃーがんにゅう課	識名老人福祉センター	1	1. 操作方法について表示済み	
福祉部	ちゃーがんにゅう課	小禄老人福祉センター	1	1. 操作方法について表示済み	
福祉部	ちゃーがんにゅう課	末吉老人福祉センター	1	1. 操作方法について表示済み	
福祉部	ちゃーがんにゅう課	壺川老人福祉センター	1	1. 操作方法について表示済み	
福祉部	福祉政策課	那覇市総合福祉センター	1	1. 操作方法について表示済み	
健康部	保健総務課	那覇市保健所	1	1. 操作方法について表示済み	
こどもみらい部	こども政策課	古波蔵児童館	1	1. 操作方法について表示済み	
こどもみらい部	こども政策課	若狭児童館	1	1. 操作方法について表示済み	
こどもみらい部	こども政策課	大名児童館	1	1. 操作方法について表示済み	
こどもみらい部	こども政策課	くもじ・にじいろ児童館	1	1. 操作方法について表示済み	
こどもみらい部	こども政策課	久場川児童館	1	1. 操作方法について表示済み	
こどもみらい部	こども政策課	壺屋児童館	1	1. 操作方法について表示済み	
都市みらい部	花とみどり課	那覇市緑化センター	1	1. 操作方法について表示済み	・AED操作ガイドを活用
生涯学習部	市民スポーツ課	那覇市民体育館	1	2. 操作方法について表示準備中	
生涯学習部	市民スポーツ課	那覇市宮奥武山野球場	3	2. 操作方法について表示準備中	
生涯学習部	市民スポーツ課	那覇市宮奥武山屋内運動場	1	2. 操作方法について表示準備中	
生涯学習部	市民スポーツ課	漫湖公園市民庭球場	1	2. 操作方法について表示準備中	
生涯学習部	市民スポーツ課	那覇市奥武山トレーニング室	1	2. 操作方法について表示準備中	
生涯学習部	市民スポーツ課	首里石嶺プール	1	2. 操作方法について表示準備中	

別紙「監査意見」設置場所及び設置表示について（実際の使用時にスムーズに操作ができるような表示案内）」への回答

部 名	課 名	施設名	設置数	回 答	備 考
生涯学習部	生涯学習課	人材育成支援センターまーい まーいNaha	1	1. 操作方法について表示済み	1階2ヶ所、2階2ヶ所の合計4ヶ所に表示。
生涯学習部	生涯学習課	那覇市立森の家みんな	1	1. 操作方法について表示済み	設置場所の傍に操作説明書を配置。
生涯学習部	中央公民館	中央公民館	1	1. 操作方法について表示済み	
生涯学習部	中央公民館	小祿南公民館	1	1. 操作方法について表示済み	
生涯学習部	中央公民館	石嶺公民館	1	1. 操作方法について表示済み	
生涯学習部	中央公民館	首里公民館	1	1. 操作方法について表示済み	
生涯学習部	中央公民館	牧志駅前ほしぞら公民館	1	1. 操作方法について表示済み	
生涯学習部	中央公民館	繁多川公民館	1	1. 操作方法について表示済み	
生涯学習部	中央公民館	若狭公民館	1	1. 操作方法について表示済み	
学校教育部	学務課	学務課ほか 小学校(36)中学校 (17)	54	2. 操作方法について表示準備中	実際の使用時にスムーズな操作ができるよ うな表示案内について準備中であります。
学校教育部	学校給食センター	小祿学校給食センター	1	1. 操作方法について表示済み	
学校教育部	学校給食センター	首里学校給食センター	1	1. 操作方法について表示済み	
学校教育部	学校給食センター	真和志学校給食センター	1	1. 操作方法について表示済み	
消防局	救急課	市内コンビニエンスストア	133	1. 操作方法について表示済み	ケース内・外に操作ガイドのカードを取り 付けています。
上下水道局	総務課	上下水道局庁舎	1	1. 操作方法について表示済み	

回答数

1. 操作方法について表示済み	43
2. 操作方法について表示準備中	11
3. 未定	0

R3. 8 月時点

別紙 2 「監査意見 3 リモート監視システムの延長契約について」への回答

部名	課名	施設名	設置数	回答	備考
総務部	防災危機管理課	津波避難ビル	1	1. 延長予定	
総務部	管財課	本庁	6	1. 延長予定	
総務部	管財課	真和志庁舎	1	1. 延長予定	
市民文化部	ハイサイ市民課	小禄支所内	1	2. 延長不要	
市民文化部	ハイサイ市民課	首里支所	1	2. 延長不要	
市民文化部	文化財課	玉陵	1	1. 延長予定	
市民文化部	文化財課	識名園	1	1. 延長予定	
市民文化部	文化財課	壺屋焼物博物館	1	1. 延長予定	
市民文化部	文化振興課	パレット市民劇場	1	1. 延長予定	
市民文化部	文化振興課	パレット市民劇場那覇市民ギャラリー	1	1. 延長予定	
市民文化部	まちづくり協働推進課	なは市民協働プラザ	1	1. 延長予定	
経済観光部	なはまち振興課	第一牧志公設市場	1	1. 延長予定	
経済観光部	なはまち振興課	牧志公設市場	2	1. 延長予定	
環境部	環境保全課	識名公園管理事務所	1	2. 延長不要	
環境部	クリーン推進課	エコモール那覇プラザ棟	1	2. 延長不要	
環境部	クリーン推進課	エコモール那覇リサイクル棟	1	2. 延長不要	
環境部	クリーン推進課	ちゅらティーズスポーツ広場	1	2. 延長不要	
福祉部	障がい福祉課	那覇市身体障がい者地域生活支援センター	1	1. 延長予定	
福祉部	障がい福祉課	那覇市障がい者福祉センター	1	1. 延長予定	
福祉部	ちゃーがんじゅう課	辻老人憩の家	1	1. 延長予定	
福祉部	ちゃーがんじゅう課	識名老人福祉センター	1	1. 延長予定	
福祉部	ちゃーがんじゅう課	小禄老人福祉センター	1	1. 延長予定	
福祉部	ちゃーがんじゅう課	末吉老人福祉センター	1	1. 延長予定	
福祉部	ちゃーがんじゅう課	壺川老人福祉センター	1	1. 延長予定	
福祉部	福祉政策課	那覇市総合福祉センター	1	1. 延長予定	
健康部	保健総務課	那覇市保健所	1	2. 延長不要	1台のみの設置で目視確認が容易なため。
こどもみらい部	こども政策課	古波蔵児童館	1	1. 延長予定	
こどもみらい部	こども政策課	若狭児童館	1	1. 延長予定	
こどもみらい部	こども政策課	大名児童館	1	1. 延長予定	
こどもみらい部	こども政策課	くもじ・にじいろ児童館	1	1. 延長予定	
こどもみらい部	こども政策課	久場川児童館	1	1. 延長予定	
こどもみらい部	こども政策課	壺屋児童館	1	1. 延長予定	
都市みらい部	花とみどり課	那覇市緑化センター	1	1. 延長予定	
生涯学習部	市民スポーツ課	那覇市民体育館	1	1. 延長予定	
生涯学習部	市民スポーツ課	那覇市宮奥武山野球場	3	1. 延長予定	
生涯学習部	市民スポーツ課	那覇市宮奥武山屋内運動場	1	1. 延長予定	
生涯学習部	市民スポーツ課	漫湖公園市民庭球場	1	1. 延長予定	
生涯学習部	市民スポーツ課	那覇市奥武山トレーニング室	1	2. 延長不要	リモート監視期間と耐用年数が同じであるため。
生涯学習部	市民スポーツ課	首里石嶺プール	1	1. 延長予定	

## 別紙 2 「監査意見 3 リモート監視システムの延長契約について」への回答

部 名	課 名	施設名	設置数	回 答	備 考
生涯学習部	生涯学習課	人材育成支援センターまーい まーいNaha	1	2. 延長不要	1台のみの設置で目視確認が容易なため。
生涯学習部	生涯学習課	那覇市立森の家みんな	1	2. 延長不要	執務室内に1台のみの設置で目視確認が容易なため。
生涯学習部	中央公民館	中央公民館	1	2. 延長不要	
生涯学習部	中央公民館	小祿南公民館	1	2. 延長不要	
生涯学習部	中央公民館	石嶺公民館	1	2. 延長不要	
生涯学習部	中央公民館	首里公民館	1	2. 延長不要	
生涯学習部	中央公民館	牧志駅前ほしぞら公民館	1	2. 延長不要	
生涯学習部	中央公民館	繁多川公民館	1	2. 延長不要	
生涯学習部	中央公民館	若狭公民館	1	2. 延長不要	
学校教育部	学務課	学務課ほか 小学校(36)中学校 (17)	54	1. 延長予定	学校教職員の負担軽減のため、リモート監視システムの延長契約を予定しておりま す。
学校教育部	学校給食センター	小祿学校給食センター	1	1. 延長予定	
学校教育部	学校給食センター	首里学校給食センター	1	1. 延長予定	
学校教育部	学校給食センター	真和志学校給食センター	1	1. 延長予定	
消防局	救急課	市内コンビニエンスストア	133	1. 延長予定	
上下水道局	総務課	上下水道局庁舎	1	3. その他の対応 (備考欄に記入)	購入時に耐用年数に合わせた保証契約として いる。

回答数

1. 延長予定	36
2. 延長不要	17
3. その他の対応 (備考欄に記入)	1

R3. 8 月時点

別紙 3 「監査意見 5 その他 消耗品 (電極パッド) の補充について」への回答

部名	課名	施設名	設置数	回答	備考
総務部	防災危機管理課	津波避難ビル	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
総務部	管財課	本庁	6	3. その他の対応 (備考欄に記入)	各課が所有するAEDの状況を確認し、関係課と調整の上、予算化を含め、仕組みについて検討を行います。
総務部	管財課	真和志庁舎	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
市民文化部	ハイサイ市民課	小禄支所内	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
市民文化部	ハイサイ市民課	首里支所	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
市民文化部	文化財課	玉陵	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
市民文化部	文化財課	識名園	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
市民文化部	文化財課	壺屋焼物博物館	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
市民文化部	文化振興課	パレット市民劇場	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
市民文化部	文化振興課	パレット市民劇場那覇市民ギャラリー	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
市民文化部	まちづくり協働推進課	なは市民協働プラザ	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
経済観光部	なはまち振興課	第一牧志公設市場	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
経済観光部	なはまち振興課	牧志公設市場	2	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
環境部	環境保全課	識名公園管理事務所	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
環境部	クリーン推進課	エコマール那覇プラザ棟	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	使用期限R5. 6月 (R3. 5月交換済み)
環境部	クリーン推進課	エコマール那覇リサイクル棟	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	使用期限R5. 6月 (R3. 5月交換済み)
環境部	クリーン推進課	ちゅらティーンズスポーツ広場	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	使用期限R4. 12月 (R4年度交換予定)
福祉部	障がい福祉課	那覇市身体障がい者地域生活支援センター	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
福祉部	障がい福祉課	那覇市障がい者福祉センター	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
福祉部	ちゃーがんじゅう課	辻老人憩の家	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
福祉部	ちゃーがんじゅう課	識名老人福祉センター	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
福祉部	ちゃーがんじゅう課	小禄老人福祉センター	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
福祉部	ちゃーがんじゅう課	末吉老人福祉センター	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
福祉部	ちゃーがんじゅう課	壺川老人福祉センター	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
福祉部	福祉政策課	那覇市総合福祉センター	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
健康部	保健総務課	那覇市保健所	1	1. 定期交換分を既に予算化している	
こどもみらい部	こども政策課	古波蔵児童館	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
こどもみらい部	こども政策課	若狭児童館	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
こどもみらい部	こども政策課	大名児童館	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
こどもみらい部	こども政策課	くもじ・にしじる児童館	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
こどもみらい部	こども政策課	久場川児童館	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
こどもみらい部	こども政策課	壺屋児童館	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
都市みらい部	花とみどり課	那覇市緑化センター	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
生涯学習部	市民スポーツ課	那覇市民体育館	1	1. 定期交換分を既に予算化している	
生涯学習部	市民スポーツ課	那覇市宮奥武山野球場	3	1. 定期交換分を既に予算化している	
生涯学習部	市民スポーツ課	那覇市宮奥武山屋内運動場	1	1. 定期交換分を既に予算化している	
生涯学習部	市民スポーツ課	漫湖公園市民庭球場	1	1. 定期交換分を既に予算化している	
生涯学習部	市民スポーツ課	那覇市奥武山トレーニング室	1	1. 定期交換分を既に予算化している	
生涯学習部	市民スポーツ課	首里石嶺プール	1	1. 定期交換分を既に予算化している	

別紙 3 「監査意見 5 その他 消耗品 (電極パッド) の補充について」への回答

部 名	課 名	施設名	設置数	回 答	備 考
生涯学習部	生涯学習課	人材育成支援センターまーい まーいNaha	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
生涯学習部	生涯学習課	那覇市立森の家みんな	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
生涯学習部	中央公民館	中央公民館	1	1. 定期交換分を既に予算化してい る	
生涯学習部	中央公民館	小祿南公民館	1	1. 定期交換分を既に予算化してい る	
生涯学習部	中央公民館	石嶺公民館	1	1. 定期交換分を既に予算化してい る	
生涯学習部	中央公民館	首里公民館	1	1. 定期交換分を既に予算化してい る	
生涯学習部	中央公民館	牧志駅前ほしぞら公民館	1	1. 定期交換分を既に予算化してい る	
生涯学習部	中央公民館	繁多川公民館	1	1. 定期交換分を既に予算化してい る	
生涯学習部	中央公民館	若狭公民館	1	1. 定期交換分を既に予算化してい る	
学校教育部	学務課	学務課ほか 小学校(36)中学校 (17)	54	1. 定期交換分を既に予算化してい る	学校のAEDを使用した場合、消耗品を補充するまでの間は、学務課にあるAEDを当該校に貸出する体制を敷いております。
学校教育部	学校給食センター	小祿学校給食センター	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
学校教育部	学校給食センター	首里学校給食センター	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
学校教育部	学校給食センター	真和志学校給食センター	1	2. 定期交換分を今後予算化を検討	
消防局	救急課	市内コンビニエンスストア	133	3. その他の対応 (備考欄に記入)	使用後、消防・救急隊いずれかが即時補充しています。
上下水道局	総務課	上下水道局庁舎	1	3. その他の対応 (備考欄に記入)	これまでは消耗品の購入時期に予算計上しておりましたが、予備的な経費も含め予算計上を検討します。

回答数

1. 定期交換分を既に予算化している	15
2. 定期交換分を今後予算化を検討	36
3. その他の対応 (備考欄に記入)	3